

行政課関係資料

令和2年1月24日（金）
総務省自治行政局行政課

第32次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

平成30年7月5日に、第32次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

2. 委員 (任期: H30.7.5 ~ R2.7.4)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員 (R1. 12. 10時点)

【学識経験者18名】

- 飯島 淳子 東北大学教授
- ◎ 市川 晃 住友林業(株)代表取締役社長
- 伊藤 正次 首都大学東京教授
- 太田 匡彦 東京大学教授
- 大橋 真由美 上智大学教授
- 大屋 雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山 礼子 駒澤大学教授
- 岡崎 浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸 常寿 東京大学教授
- 勢 一智子 西南学院大学教授
- 田中 里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口 尚子 慶應義塾大学准教授
- 牧原 出 東京大学教授
- 武藤 博己 法政大学教授
- 村木 美貴 千葉大学教授
- ★ 山本 隆司 東京大学教授
- 横田 響子 (株)コラボラボ代表取締役
- 渡井 理佳子 慶應義塾大学教授

【国会議員6名】

- あかま 二郎 衆議院議員
- 井上 信治 衆議院議員
- 坂本 哲志 衆議院議員
- 武内 則男 衆議院議員
- 二之湯 智 参議院議員
- 江崎 孝 参議院議員

【地方六団体6名】

- 飯泉 嘉門 徳島県知事(全国知事会会長)
- 田中英夫 京都府議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷 秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 野尻 哲雄 大分市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木 泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 松尾 文則 佐賀県有田町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員 30名)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 諮問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、

- ・ 圏域における地方公共団体の協力関係、
- ・ 公・共・私のベストミックス

その他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

第32次地方制度調査会に係る審議経過について

(令和2年1月24日現在)

平成30年7月5日

第1回総会（発足）

【諮問事項】

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私ベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

平成30年7月～11月 第1回～第7回専門小委員会（計7回）

12月18日 第2回総会（今後の審議について）

平成31年1月

～令和元年7月 第8回～第20回専門小委員会（計13回）

- ・「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応」について審議

7月31日 第3回総会（中間報告とりまとめ）

令和元年8月～9月 第21回～第25回専門小委員会（計5回）

- ・「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、求められる地方行政体制のあり方」について審議
- ・「現行の合併特例法が本年度末に期限を迎えることへの対応」について並行して審議

令和元年10月25日 第4回総会（市町村合併についての今後の対応方策に関する答申とりまとめ）

30日 総理事手交

令和元年11月22日～ 第26回専門小委員会

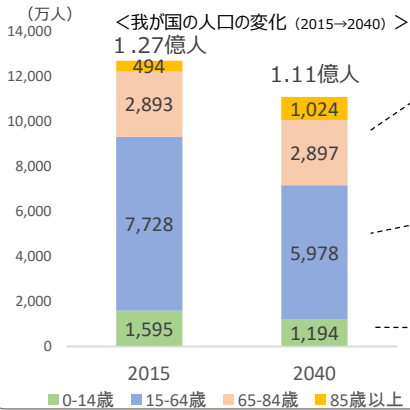
(参考) 委員の任期満了：令和2年7月4日

第32次地方制度調査会 中間報告の概要① (第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題)

令和元年7月31日
第3回総会とりまとめ

人口構造の変化・課題

- ・2040年頃にかけて人口減少は加速 (▲88万人/年(2040))
- ・指定都市や県庁所在市のみならず、東京圏においても人口減少と高齢化が進行
- ・世界人口は2040年には約92億人。農水産物輸出やインバウンド需要取り込みが課題



● 高齢者人口の増加

- ・介護需要が高まる85歳以上の高齢者が倍増。75歳以上の単身世帯が約1.5倍
- ・労働者の5人に1人は医療・介護分野に従事
- ・医療・介護・公共交通等の供給体制の構築がハード・ソフト面で課題

● 生産年齢人口の減少

- ・人手不足が全国的に深刻化
- ・生活サービスの供給や地域の経済活動の制約要因となるおそれ

● 年少人口の減少

- ・小中学校の小規模化、児童生徒数の減少に伴う統廃合

インフラ・空間に関する変化・課題

- ・高度経済成長期に、人口増加に伴い集中的に整備してきたインフラが老朽化
- ・道路、河川、下水道、公園、公営住宅等に係る維持管理・更新費は2040年代に最大で現在の約1.4倍に
- ・空き地・空き家の増加の進行により、都市が低密度化・スポンジ化

技術・社会等の変化・課題

● 技術の進展

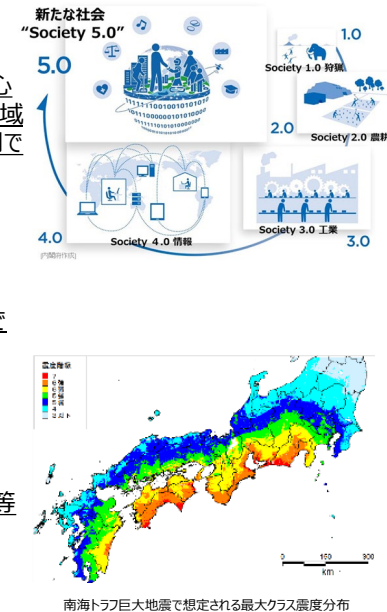
- ・Society 5.0の到来、「人間中心の社会」を実現する観点から、地域課題の解決に新たな技術が活用できる可能性

● ライフコースや価値観の変化・多様化

- ・組織や場所にとられない多様な柔軟な働き方、生き方
- ・「田園回帰」の潮流

● 災害リスクの高まり

- ・南海トラフ地震・首都直下地震等が高い確率で発生する見込み



- 2040年頃にかけての人口構造の変化は、サービスの需要と供給の両面に大きく影響を与え、サービスの持続可能性に影響を及ぼす

・支えを必要とする者や更新時期が到来したインフラが増加する一方で、支え手・担い手が減少するギャップにより、多様な分野において課題が顕在化

- 東京一極集中の継続は、人材の偏在に拍車をかけ、これらの課題の深刻さを増幅させるとともに、大規模災害時の大きなリスクとなり、地域社会の持続可能性への脅威となる

- Society 5.0の到来など新たな技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化により、課題の現れ方を変える可能性がある

- ・新たな技術を地域社会へ実装していくことができれば、人材不足や距離の制約等を乗り越える可能性
- ・地方圏への新たな人の流れや多様な人材の参画が広がることで、課題の現れ方が緩やかなものとなる可能性

地域ごとに異なる変化・課題の現れ方

- 変化・課題の現れ方は、高齢化の進行状況、地理的条件、活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なる (例えば、75歳以上人口が急増することが見込まれている市町村でも、15～74歳人口の増減は様々であり、ギャップの現れ方には大きな違いがある)
- ⇒ 各地域において、変化・課題の現れ方を見通し、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか、ビジョンを共有し、その未来像から逆算して、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要

議論の材料となる
各地域の将来推計のデータ
「地域の未来予測」

第32次地方制度調査会 中間報告の概要② (第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策)

- 人口増加や従来の技術等を前提として形成されてきた社会システムのままでは、2040年頃にかけて生じる変化・課題に対応できなくなるおそれ
⇒ **社会システム (制度、インフラ、ビジネスモデル、社会的な慣習等) を変化に適應したものへとデザインし直す好機**
- 地方公共団体は、厳しい資源制約の下でも、持続可能な地域社会を実現していくことが必要
⇒ 地域課題に総合的に対応する**地方公共団体が、新たな技術を基盤として、多様な主体と連携し合うネットワーク型社会を構築し、それぞれが持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域や組織の枠を超えて連携・役割分担**することで、住民の暮らしを支える力を高めていくことが必要

ひと

- ✓ 時代の変化に対応できる人材育成
- ✓ 技術を活用し、多様な住民が自分らしく活動の幅を広げられる環境整備
- ✓ 人材が希少化する中、地域や組織の枠を超えて人材をシェア

① 地域社会を支える人材の育成

- ・ **個人に最適化された学び**の充実、地域活動の継承など次世代の育成
- ・ **地域の将来像に即した**特色ある高等教育機関や高等学校を核に、**産業・地域の担い手の育成**
- ・ **地域のイノベーションを生み出す職員**の育成
- ・ **地方議会への多様な人材の参画促進**

② 多様で柔軟な働き方の実現と地域経済の活力向上

- ・ テクノロジーを活用した**時間や場所にとらわれない働き方**
- ・ 起業・スタートアップなど**変革しようとする事業者**の支援
- ・ **就職氷河期世代などへの支援**
- ・ **広域的な産業・地域雇用政策、インバウンド対応**
- ・ 地域の創意工夫を引き出す規制の見直し

広域連携

- ・ 生活圏や経済圏での連携
- ・ 都道府県による支援
- ・ 災害時など多様な広域連携

③ 地域の枠を超えた連携

- ・ **都市と農山漁村の交流と「関係人口」の拡大**による新たな地域づくり
- ・ 広域的な行政課題に対し、**生活圏や経済圏を同一にする自治体による連携**
- ・ **都道府県と市町村の柔軟な連携**
- ・ **大規模災害、広域観光等に関する都道府県間の協力**
- ・ **地方圏への定住・U/Iターンを促す環境整備**

④ 組織の枠を超えた連携

- ・ 住民が継続的に活動するための仕組み
- ・ 副業・兼業などによる「**一人複数役**」の実現
- ・ **官民での専門人材のシェア**
- ・ 公共私間をつなぐ**コーディネート人材**
- ・ **新たな民間サービスを活用した地域の課題解決**

インフラ・空間

- ✓ 人口構造の変化に応じたインフラ・空間の適正管理
- ✓ 技術や社会の変化に対応したインフラの利用価値の向上、スマートシティの実現

① インフラ・空間の持続可能な管理

- ・ 長寿命化、適正立地、施設の有効活用など**インフラを賢く長く使うための管理手法の見直し**
- ・ 利用者数等の将来見通し等に応じた適正立地

② 地域の枠を超えた連携

- ・ **市町村の区域にこだわらない都市機能の適正配置**
- ・ **生活圏や経済圏での公共交通のネットワーク化**
- ・ **都道府県や市町村との連携によるメンテナンス体制の構築**
- ・ 市街地のリノベーション
- ・ **広域連携による仮設住宅等の確保**など大規模災害への事前防災・減災

③ 組織の枠を超えた連携

- ・ 民間の力を引き出す公共私間の対話の場、公共施設と民間施設の複合化等
- ・ 暮らしを支える生活機能の拠点づくり

技術

- ✓ Society 5.0へ円滑に移行するためのひと・インフラへの投資

① ひとへの投資

- ・ 技術を使いこなすための**STEAM教育、デザイン思考の養成、官民を行き来する柔軟なキャリアパス**
- ・ 小規模市町村も技術の恩恵を享受できるよう、**CIOの広域配置等**

② インフラへの投資

- ・ **システム標準化・共同化**など行政サービスのデジタル化
- ・ 共通プラットフォーム上の**AI等の共同利用**の促進

公共私連携

- ・ 地域の共助組織のあり方
- ・ 公務員の地域活動

行政のデジタル化

- ・ 自治体システムの標準化
- ・ 多数自治体によるAI・IoT等の共同開発・共同利用
- ・ ICT人材の確保・育成策

⇒ **今後、地域や組織の枠を超えた連携、技術を活かした対応等の方策を講じていくために求められる地方行政体制のあり方について、調査審議**

※ 関係府省及び地方公共団体における対応が考えられる方策については、各地方公共団体が住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことができるよう、必要な制度改正や環境整備等に取り組むことを期待

第32次地方制度調査会の審議の進め方

【諮問事項】

「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。」



- ① 「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」としてどういったものが考えられるか。また、これにどのように対応することが求められるか。

⇒ 7月31日「中間報告」

- ② 人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から求められる地方行政体制のあり方について

○ 圏域における地方公共団体の協力関係(広域連携)

○ 公・共・私のベストミックス(公共私連携)

○ その他の地方行政体制のあり方

・行政のデジタル化

・地方議会への多様な人材の参画促進

任期の令和2年7月までに答申

・現行の合併特例法が令和元年度(平成31年度)末に期限を迎えることへの対応

⇒ 10月25日「答申」

「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号)

- H16に5年間の限時法(H22.3月末失効)として制定。H22改正により、合併推進のための措置を廃止し、合併の円滑化のための措置(※)を定める特例法とした上で、10年間延長。R2.3月末で失効。

※ 議会の議員の定数又は在任に関する特例、普通交付税の合併算定替、住民発議・住民投票、合併特例区 等

基礎自治体についての現状認識と今後の課題

市町村数: 3,232 (H11.3.31現在)  1,727 (H22.3.31現在)  1,718 (現在)

- H11以来の全国的な合併推進運動(～H22.3)を経て、市町村合併は相当程度進捗。これにより、多くの市町村において行財政基盤が強化。
※ 多くの合併市町村で、専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等、様々な成果が発現。周辺部の旧市町村の活力が失われているといった課題に対しては、支所等の設置、地域自治区の活用等の様々な取組。
- 今後、人口減少はさらに加速し、2040年頃、高齢者人口はピークを迎える。人口減少と高齢化は、地方圏の一部の市町村ばかりでなく、指定都市、県庁所在市、三大都市圏も含めて、全国的に進行。こうした人口構造の変化は、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすこととなる。一方で、人口構造の変化の現れ方は、地域ごとに大きく異なる。

今後の基礎自治体による行政サービス提供体制についての考え方

- 市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様。首長、議会、住民等がともに、地域の未来像について議論を重ねた上で、行政サービス提供のために必要な経営資源をどのように確保していくのか、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、地域や組織の枠を越えた連携、技術を活かした対応など、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要。
- 地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、引き続き、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当。
- 自主的な市町村合併という手法は、行財政基盤の強化の手法の1つとして、引き続き必要。地域によっては、行財政基盤を中長期的に維持していくための手法として検討することも考えられる。

市町村合併についての今後の対応方策

- 現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、現行法で設けられている合併の円滑化のための措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべき。
- 国及び都道府県は、引き続き、既に合併した市町村に対する必要な支援を行っていくべき。

地方議会・議員のあり方に関する研究会について

1. 開催趣旨

時代の変化に伴い地方議会・議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員のなり手不足が深刻な状況となっていること等を踏まえ、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について、幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員

※令和2年1月現在

【学識経験者】

(座長)

只野 雅人 一橋大学大学院法学研究科教授

(座長代理)

大山 礼子 駒澤大学法学部教授

(構成員)

岩崎 美紀子 筑波大学人文社会系教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授

原田 大樹 京都大学法学系(大学院法学研究科)教授

【議会関係者】

(構成員)

加藤 鈺一 秋田県議会議長
(全国都道府県議会議長会副会長)

川上 幸博 島根県出雲市議会議長
(全国市議会議長会地方行政委員長)

安達 和彦 兵庫県神戸市議会議長
(全国市議会議長会指定都市協議会会長)

松尾 文則 佐賀県有田町議会議長
(全国町村議会議長会会長)

3. 開催実績

第1回(令和元年6月28日(金))

地方議会・議員のあり方に関する意見交換

第2回(令和元年8月30日(金))

全国議長会(全国都道府県議会議長会を除く)発表等

第3回(令和元年11月15日(金))

全国都道府県議会議長会発表等

※1月半から2月に1回をめぐりに開催予定

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

(平成30年法律第28号)

1 目的 (第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則 (第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。



基本原則にのっとり

3 責務等 (第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等 (第5条)、啓発活動 (第6条)、環境の整備 (第7条)、人材の育成等 (第8条)

5 法制上の措置等 (第9条)

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

女性模擬議会の開催状況について

市における女性模擬議会の開催状況

都道府県	市区	人口	議員定数	女性議員数	開催日	テーマ・議題	当日議員となった人数	傍聴者数
富山県	くろべ 黒部市	40,991	18	2	H30.11.19	1月の本会議に向けた、正副議長を選任や委員会構成の決定、市の主要施策の聴取（組織議会）	18	9
富山県	と なみ 砺波市	49,000	18	2	H30.7.12 H30.11.22	女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させる。	15 15	8 70
富山県	なん と 南砺市	51,327	20	1	H30.7.18 H30.11.19	生活者および女性の観点から社会を見つめ、日常の活動から問題を提起し、市政に反映させる。	14 14	19 33
千葉県	いん ざい 印西市	92,670	22	6	H30.10.31	市政に関する一般質問	8	19
山梨県	にら さき 韮崎市	30,680	18	2	H30.8.8	市政一般について	13	25
静岡県	しま だ 島田市	98,112	20	4	H30.7.30	参加者による一般質問	8	34
愛知県	にし お 西尾市	167,990	30	3	H30.11.14	市政全般	7	63
愛知県	いぬ やま 犬山市	74,308	20	2	H30.2.14	いちにち女性議員による模擬議会と議員間討議	10	16
愛知県	しん しろ 新城市	47,133	18	2	H30.11.28	参加者による一般質問	8	(不明)

【出典】 人口：平成27年国勢調査(H27.10.1現在)
 議員定数：全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」(H30.12.31現在)
 女性議員数：「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」(平成30年12月31日現在)
 女性議会の開催状況：全国市議会議長会「令和元年度市議会の活動に関する実態調査結果等」(H30.1.1-H30.12.31実績)

町村における女性模擬議会の開催状況

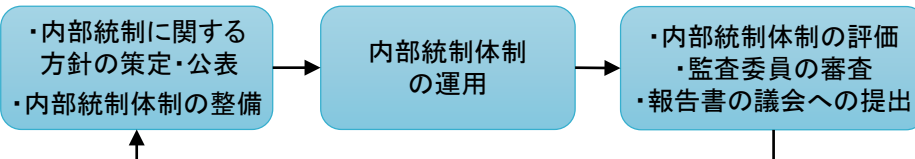
町村においては、山梨県^{たばやまむら}丹波山村、長野県^{こうみまち}小海町、香川県^{ちよう}まんのう町の3自治体が女性議会を実施（全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査」(H29.1.1-H29.12.31実績)）

地方自治法の改正概要 (平成29年法律第54号)

地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、下記の取組をパッケージとして実施

長 (内部統制に関する方針の策定等) R2.4.1施行

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務)
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出



※ 内部統制体制: 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

監査委員 (監査制度の充実強化) R2.4.1施行 (※はH30.4.1施行)

- 監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表 (監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施)

- そのほか、以下の見直しを実施
 - ・ 勧告制度の創設
 - ・ 監査専門委員の創設^(※)
 - ・ 議選監査委員の選任の義務付けの緩和^(※)
 - ・ 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和(現行は毎会計年度)^(※) 等

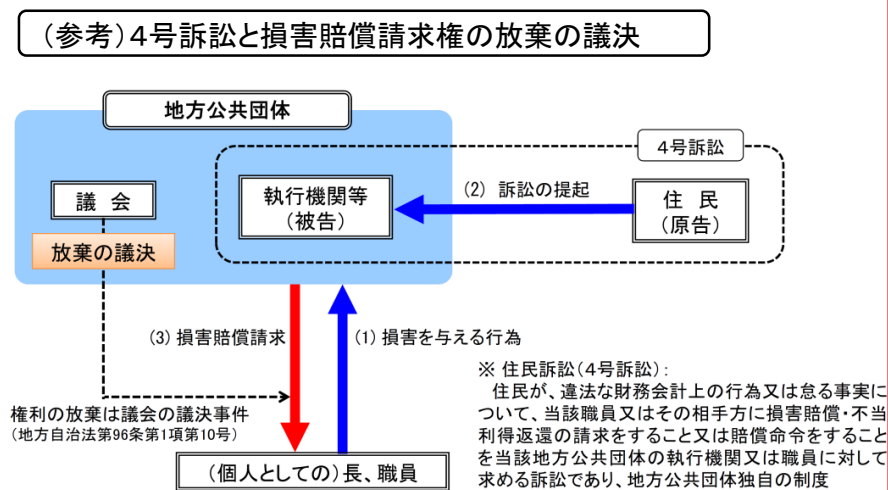
議会 (決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備) H30.4.1施行

- 地方公共団体の長は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会に報告・公表

住民 (損害賠償責任の見直し等) R2.4.1施行

- 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に (条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定) (各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用)

- 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取



地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（概要）

はじめに

- ・人口減少社会においても行政サービスを提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立する必要。
⇒ 地方自治法改正、内部統制制度を導入（平成32年4月施行 都道府県・指定都市：義務付け その他の市町村：努力義務）
- ・**地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行。**
- ・**内部統制が有効に機能するためには長の意識が最も重要。** ・ **団体ごとの規模や特性等に応じて、柔軟に対応。**

I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、6つの基本的要素から構成

4つの目的

- ①業務の効率的かつ効果的な遂行
- ②財務報告等の信頼性の確保
- ③業務に関わる法令等の遵守
- ④資産の保全

6つの基本的要素

- ①統制環境
- ②リスクの評価と対応
- ③統制活動
- ④情報と伝達
- ⑤モニタリング
- ⑥ICTへの対応

II 内部統制に関する方針

- ・**組織的な取組の方向性等を示すもの**
団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制の目的、内部統制対象事務（**財務に関する事務は必須**）等を記載し、公表
- ・内部統制体制の整備状況・運用状況等を踏まえ、**必要に応じて、方針の見直しについて検討。**

III 内部統制体制の整備

- ①全庁的な体制の整備：各職員及び各部局の取組みのよりどころとして、**職員・部局・会議体の役割や、評価対象期間における計画や手続等を定める。**
※全庁的な内部統制の評価項目（別紙1）を適宜参照の上検討
- ②業務レベルのリスク対応策の整備：
各部局でリスクを評価し、リスク対応策を整備。
※リスク評価シート例（別紙2）、リスク例（別紙3）を適宜活用

IV 内部統制評価報告書の作成

- ・**内部統制対象事務について、内部統制の整備状況及び運用状況を評価。** ※全庁的な内部統制の評価項目（別紙1）、リスク評価シート例（別紙2）を活用し評価を実施
内部統制の不備がある場合には、対応する権限と責任を有する職員が改善及び是正を行う。
- ・**整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断。**
- ・監査委員の意見を付け、議会に提出・公表。

V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・監査委員は、**評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているか**という観点から、意見を付す。

監査基準（案）及び実施要領の概要

監査基準(案)

監査基準（案）は、地方公共団体に共通する、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定したものである。

第1章 一般基準

- 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的
- 監査等の範囲及び目的
- 独立性、専門性、質の管理 等

第2章 実施基準

- 監査計画の策定
- リスクの識別、評価及び対応
- 内部統制に依拠した監査等
- 監査等の実施手続、証拠入手
- 各種の監査等の有機的な連携及び調整
- 監査専門委員、外部監査人等との連携

第3章 報告基準

- 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出、記載事項
- 監査委員の合議による事項
- 監査の結果に関する報告等の公表
- 措置状況の公表等

実施要領

実施要領は、監査基準（案）に規定する項目のうち、特に留意を要する事項に係る実務のあり方について、総務省として、詳細な説明、具体例、望ましい実務について定めたものである。

～主な項目～

- **リスクの識別、評価及び対応**
 - ・ 効率的かつ効果的に監査等を実施するため、監査委員は自らの団体のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、**リスクが高い事務事業に監査資源を配分**。
- **内部統制に依拠した監査等**
 - ・ 各地方公共団体は、事務の適正な執行の確保のため、想定されるリスクを基に、様々な形で事前の対策を講じており、内部統制体制の整備の有無にかかわらず、既に一定の内部統制が存在。
 - ・ 内部統制制度の導入及び実施の状況に応じて、それぞれ**内部統制を前提**とした、内部統制に依拠した監査等により、**監査等を効率的かつ効果的に実施**することが可能。

上記の参考として、主な事務の標準的な事務フローに沿って想定されるリスクを抽出し、想定される対応策や必要な監査手続を整理した「**事務フロー**」及び過去に全国でリスクが顕在化した事案を事務処理毎に区分し、それを防ぐために必要であったと考えられる対応策や必要な監査手続を整理した「**リスク事案集**」を作成

- **各種の監査等の有機的な連携及び調整**
 - ・ 監査等は法律上は目的に応じて区分されているが、**その目的や手続等**は関連する部分もあるため、それぞれの手続きを有機的に活用することで、**監査等を効率的に実施**することが可能。

地方自治法施行令の一部改正の概要

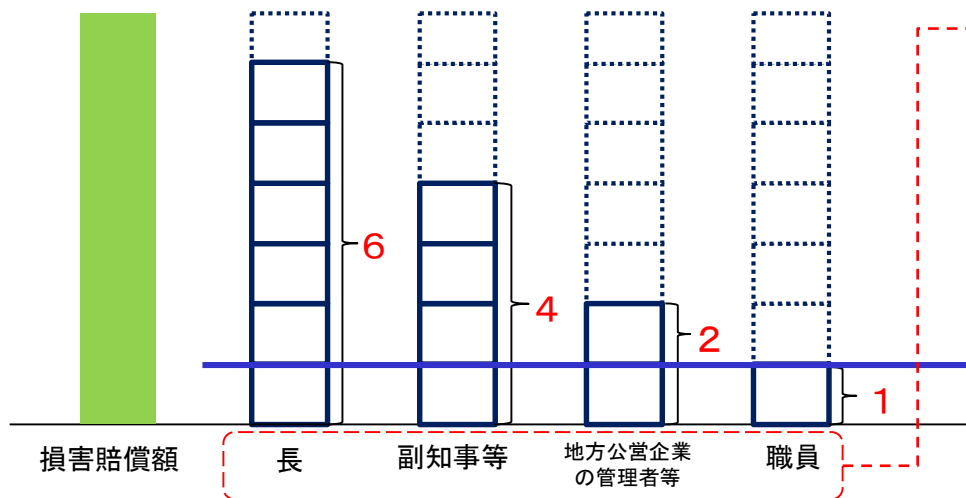
【改正の趣旨】

- 平成29年の地方自治法の一部改正により、
「条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にする」こととされた。
※ 条例を定める際に参酌すべき基準及び責任の下限額は政令で定めることとされた。
- 今回の地方自治法施行令の一部改正は、改正地方自治法の規定に基づいて、
 - ① 条例を定める際に参酌すべき基準（=参酌基準）
 - ② 責任の下限額（=最低額）
を定めるもの。

【政令で定める事項】 ※ 会社法における類似制度（責任軽減制度）を参考に設定

$$\text{参酌基準} = \text{基準額(年収額)} \times \text{乗数}$$

当該基準を参酌した上で、各普通地方公共団体が、最低額以上で、長や職員等が負担すべき最大の額を条例で設定



長や職員等の職責に応じて、負担すべき最大の額を年収の6・4・2・1倍で設定

- ① 長 : 年収の 6倍
- ② 副知事等 : 年収の 4倍
- ③ 地方公営企業の管理者等 : 年収の 2倍
- ④ その他の職員 : 年収の 1倍

※ 会社法の類似制度においても、代表取締役等の職責に応じて、6・4・2倍で設定。
④に相当する一般の社員については対象外。

最低額は給与の1年分（年収の1倍）

※ 職責を考慮して参酌基準を定める必要があることから、基準額は、損害賠償責任の原因となる事実が生じた時点に基づき、その時点の職責に応じて支払われる給料等の額を1年間当たりの額に換算した額とする。費用弁償的な「扶養手当」、「単身赴任手当」、「住居手当」、「通勤手当」及び「寒冷地手当」は基準額には含まれない。

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結等
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

改正の概要

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、担い手確保のための**処遇改善の取組**などについて追記

総行第 215 号
国土企第 26 号
令和元年 10 月 21 日

各都道府県知事 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会議長 殿
(議会議務局扱い)
各指定都市市長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市議会議長 殿
(議会議務局扱い)

総務大臣

国土交通大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。)等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

公共工事の入札契約を巡っては、バブル崩壊以降、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)等を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じました。このため、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著となり、将来における公共工事の担い手が不足することが懸念される状況となりました。また、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念されます。加えて、公共工事は年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、その結果、公共工事に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念されます。

このため、建設業における働き方改革の推進や生産性向上への取組等を図る観点から、本

年 6 月 5 日に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)及び入札契約適正化法が改正され、9 月 1 日に入札契約適正化法第 17 条の改正部分等が施行されたところです。また、6 月 7 日に公共工事品質確保法が改正され、6 月 14 日に施行されたところです。これらの改正を受け、10 月 18 日には、公共工事品質確保法第 10 条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成 17 年 8 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の一部改正とともに、別添のとおり入札契約適正化法第 17 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「指針」という。)の一部改正が行われたところであり、各発注者は、入札契約適正化法第 7 条及び第 8 条の規定による情報の公表を適切に行うとともに、入札契約適正化法第 18 条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入札契約適正化法第 20 条第 2 項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村(政令指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対して、入札契約適正化法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人(市区町村管内のものを含む。)に対する入札契約適正化法及び改正後の指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

また、上述の基本方針の一部改正においては、発注関係事務の適切な実施のための発注者の責務について一部改正されたため、参考までに添付します。

なお、指針及び基本方針は本日付けで官報に告示されておりますので、ご留意ください。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入札契約適正化法第 18 条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 災害復旧等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 3 号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。

2. 施工に必要な工期の確保

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、指針に定めるところに従い、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮すること。

また、今後、建設業法第34条に基づき中央建設業審議会において工期に関する基準が作成される予定であるが、適正な工期の確保の重要性に鑑み、当該基準への適合についても確認の上、適正な工期での発注に努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入札契約適正化法第11条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること（令和2年10月1日より施行）。

3. 施工時期の平準化

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取

組を促進することとしているので留意されたい。

4. 情報通信技術の活用

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等の推進を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、入札契約適正化法第18条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 適正な予定価格の設定

入札契約適正化法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入札契約適正化法第1条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、公共工事品質確保法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（公共工事品質確保法第7条第1項第1号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事でも入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が財務規則等により

取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、「予定価格の適正な設定について」（平成27年4月28日付け総行第86号・国土企第1号）及び「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土企第15号）等により繰り返し要請したとおり、厳に行わないこと。

これらを踏まえ、地方公共団体の長は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

なお、今後も、歩切りについては、その実態を適時調査する予定であり、調査の結果、例えば、追加工事が発生した場合に備えて予算の一部を留保することで変更契約を円滑に行うため、予め設計書金額に相当程度の一定率を乗じて予定価格とするなどの疑わしい地方公共団体に対しては、個別に聴取を行い、必要に応じ個別発注者名を公表すること等により改善を促進することとしているので、承知おかれたい。

2. ダンピング対策の強化

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入札契約適正化法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、地方公共団体の長は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている（入札契約適正化法第12条及び第13条）。これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、地方公共団体の長は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、地方公共団体の長においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体においては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。なお、今後、どちらも未導入の地方公共団体に対し、必要に応じてその導入等を改めて要請することとしているので、承知おかれたい。また、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意すること。

3. 適切な契約変更の実施等

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更

契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

4. 社会保険等未加入業者の排除

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

5. 施工体制の把握の徹底

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、地方公共団体の長においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、地方公共団体の長は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。

6. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講ずること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ポンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

7. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が增大しているものについては、公共工物品質確保法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト削減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

8. 地域維持型契約方式

地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域を把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、公共工物品質確保法第20条に基づき、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建

設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

9. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を開き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑制するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

10. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

11. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や状況、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適

切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

1.2. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

1.3. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項において、地方公共団体は指定暴力団員等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また発注者は、不良・不適格業者の排除のため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配

置を予定している専任の監理技術者が他の工事や営業所に専任で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認すること。

1.4. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

1.5. 発注者としての体制の補完

工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。さらに、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

III. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、同規定に違反していることから、直ちに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（入札契約適正化法第7条）
2. 入札及び契約の過程に関する事項（入札契約適正化法第8条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（入札契約適正化法第8条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、東日本大震災からの復興の加速化をはじめ、防災・減災対策、国土強靱化対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るため、公共工事の適正な施工を確保することが極めて重要であることから、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

1. 公共工事の円滑な施工確保について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行第131号・国土入企第2号）、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年2月2日付け総行第19号・国土入企第26号、平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号、平成31年2月8日付け総行第26号・国土入企第45号）、「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」（平成31年2月8日付け総行第27号・国土入企第46号）及び「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行第103号・国土入企第65号）等により要請したとおり、引き続き、公共工事の円滑な施工確保を図ること。

2. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国は、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図るとともに、システムの活用を通じて技能労働者の処遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、地方公共団体の長にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努めること。

(以上)

総行第143号
令和元年9月10日

各都道府県知事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)
各都道府県議会議員 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市議会議員 殿
(議会事務局扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保について

地方公共団体の入札・契約手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法令や各地方公共団体の規則等に基づき実施されているところですが、標記の件については、その他の関係法令等も踏まえ、積極的に取り組まれているものと存じます。

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第8条)、本年も9月10日に「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されている(令和元年9月10日付20190905中第2号)ところであり、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用において、基本方針を十分に踏まえた対応が求められます。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、関係法令に基づき、適切な対応をされるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、この旨周知願います。

なお、各市区町村に対して、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添え

ます。

また、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標の見直しに関する事項(基本方針 第1「2」関係)
官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努めるものとされたことに加え、新規中小企業者の契約比率については、平成27年度以降の契約実績の平均を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとされたこと。
2. 消費税率引き上げによる適正な転嫁に関する事項(基本方針 第2冒頭部分及び「6」関係)
平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに加え、本年10月に消費税率が10%に引き上げられることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保すること。
3. 地方公共団体と連携した「働き方改革」に対応する取組に関する事項(基本方針 第2「4」(9)、「5」(5)、「7」(3)、第3「1」(3)及び「2」(2)関係)
関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること。
これは、「都道府県中小企業者調達推進協議会」や「官公需確保対策地方推進協議会」、「地域発注者協議会」等の場を通じて、「働き方改革」に対応するそれぞれの取組について、地方公共団体と連携することを求めるもの。
4. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項(基本方針 第2「5」(6)関係)
中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること。
5. 地方公共団体への協力依頼に関する事項(基本方針 第2「7」関係)
国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、

地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

6. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項

(基本方針 第3「1」(3)関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

7. 災害関連の措置事項の活用(基本方針 第2「1」、「2」、「5」(4)③及び

(7)関係)

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な予定価格及び納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。

以上

総行行第14号
令和2年1月24日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長 } 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額
を定める件の施行について（通知）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（令和2年総務省告示第9号）が令和2年1月24日付け官報第176号をもって告示されましたので、下記事項に御留意のうえ、適切に施行されますよう特段の御配慮をお願いします。

なお、令和元年度中に締結される調達契約についての地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用基準額は、平成30年総務省告示第22号によることとされていますので御留意ください。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の中核市市長及び中核市議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各中核市に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 特例政令の適用基準額は、下記の区分に応じ下記に掲げる額とされたこと。
- | | |
|---|--------|
| (1) 物品等の調達契約 | 3千万円 |
| (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 23億万円 |
| (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億3千万円 |
| (4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 | 3千万円 |

- 2 1の適用基準額は、令和2年度及び令和3年度（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）の両年度に締結される調達契約について適用するものとされたこと。

地方公共団体に対する総務省・国交省による主な連名発出文書(平成26年9月以降)

令和2年1月24日現在

発出日	文書名	概要	予定価格	歩切り	ダンピング	平準化	ICT	社会保険
H26.10.22	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	品確法「基本方針」及び入契法「適正化指針」の改正を踏まえ、一層の入札契約の適正化を図るよう、入契法に基づき要請。 (改正入契法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底の依頼)	○	○	○	○	○	○
H26.12.25	建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて	入契法の改正により新たに義務づけられた入札時の内訳書の提出について、運用上の留意点を助言。	-	-	○	-	-	-
H27.1.30	発注関係事務の運用に関する指針について	品確法「運用指針」の策定を踏まえ、公共工事の品質確保の促進への適切な対応を要請。 (運用指針:発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの)	-	-	-	-	-	-
H27.2.6	公共工事の円滑な施工確保について	H26年度補正予算の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H27.4.28	予定価格の適正な設定について	歩切りに関する調査結果を踏まえ、歩切り見直しの検討を早期に行うよう、入契法に基づき要請。	○	○	-	-	-	-
H28.1.22	公共工事の円滑な施工確保について	H27年度補正予算の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H28.2.17	施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について	年度当初に事業が少なくなることや、履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、社会資本整備総合交付金事業においてゼロ債務負担行為を活用した早期発注が可能であることを周知し、一層の施工時期等の平準化を図るよう要請。	-	-	○	-	-	-
H28.3.18	低入札価格調査における基準価格の見直し等について	中央公共工事契約制度運用連絡協議会において「低入札価格調査基準中央公契連モデル」が改正され、低入札価格調査における算定方式が改定されたところ。これを踏まえ、ダンピング受注の防止の観点から適宜見直しを行うよう、入契法に基づき要請。	-	-	○	-	-	-
H28.6.16	建設業における社会保険等未加入対策について	H29年度に社会保険等未加入対策の目標年度を迎えることを踏まえ、未加入業者の排除に取り組むよう、入契法に基づき要請。	-	-	-	-	-	○
H28.10.14	公共工事の円滑な施工確保について	H28年度補正予算(第2次)の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H29.2.10	公共工事の円滑な施工確保について	H28年度補正予算(第3次)の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H29.3.15	低入札価格調査における基準価格の見直し等について	中央公共工事契約制度運用連絡協議会において「低入札価格調査基準中央公契連モデル」が改正され、低入札価格調査における算定方式が改定されたところ。これを踏まえ、ダンピング受注の防止の観点から適宜見直しを行うよう、入契法に基づき要請。	-	-	○	-	-	-
H29.6.8	交通誘導員の円滑な確保について	地震や豪雨災害等の被災地をはじめ一部地域での交通誘導員のひっ迫等に伴い、交通誘導員に係る費用の適切な見直しについて要請。	○	-	-	○	-	-
H29.6.15	建設業における処遇改善等に向けた公共工事の発注について	「働き方改革実行計画」(H29年3月28日働き方改革実現会議決定)がとりまとめられたことや、H29年度に社会保険等未加入対策の目標年度を迎えることを踏まえ、建設業の処遇改善に取り組むよう、入契法に基づき要請。	-	-	-	-	-	○
H29.8.28	建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて	「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)されたことから、本ガイドラインの遵守のための準備と取組強化を要請。	-	-	-	○	○	○
H29.9.29	総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について	会計検査院からの指摘を受けたことに伴い、総合評価落札方式において最低制限価格制度を併用することについて禁じられていることを周知するとともに、低入札価格調査制度および施工体制確認型総合評価落札方式を活用するよう要請。	-	-	○	-	-	-
H30.2.2	公共工事の円滑な施工確保について	H29年度補正予算の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H30.3.22	建設業の働き方改革の推進について	「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)の趣旨を踏まえ、建設工事に従事する者の長時間労働の背景に向けた取組を要請。	○	-	○	○	○	○
H30.7.2	「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について	「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)されたことから、本ガイドラインの遵守のための取組強化を要請。	-	-	-	○	○	○
H30.7.10	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて	各地方公共団体に対し、災害復旧事業の入札契約についての基本的考え方を周知。	-	-	○	-	-	-
H30.7.13	平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	各地方公共団体に対し、実勢価格の機動的な把握による適切な予定価格の設定や適切な支払いに努めるよう要請。	○	-	-	-	-	-
H30.11.9	公共工事の円滑な施工確保について	H30年度補正予算の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H31.2.8	公共工事の円滑な施工確保について	H30年度第2次補正予算の成立を踏まえ、今後の公共工事の円滑な施工確保を図るよう、入契法に基づき要請。	○	-	○	○	-	-
H31.2.8	速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について	工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、速やかな繰越手続を実施して適正な工期を確保することを要請	-	-	-	○	-	-
H31.3.29	ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について	中央公共工事契約制度運用連絡協議会において「低入札価格調査基準中央公契連モデル」が改正され、低入札価格調査における算定方式が改定されたところ。これを踏まえ、ダンピング受注の防止の観点から適宜見直しを行うよう、入契法に基づき要請。	-	-	○	-	-	-
R1.6.14	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について(通知)	建設業の働き方改革や将来の担い手を確保するための法改正の公布・施行について通知	○	-	-	○	○	○
R1.7.5	6月下旬からの大雨による災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて	各地方公共団体に対し、災害復旧事業の入札契約についての基本的考え方を周知。	-	-	○	-	-	-
R1.7.5	6月下旬からの大雨による被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	各地方公共団体に対し、実勢価格の機動的な把握による適切な予定価格の設定や適切な支払いに努めるよう要請。	○	-	-	-	-	-
R1.10.15	令和元年台風第19号による災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて	各地方公共団体に対し、災害復旧事業の入札契約についての基本的考え方を周知。	-	-	○	-	-	-
R1.10.15	令和元年台風第19号の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	各地方公共団体に対し、実勢価格の機動的な把握による適切な予定価格の設定や適切な支払いに努めるよう要請。	○	-	-	-	-	-
R1.10.21	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	品確法「基本方針」及び入契法「適正化指針」の改正を踏まえ、一層の入札契約の適正化を図るよう、入契法に基づき要請。 (改正入契法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底の依頼)	○	○	○	○	○	○
R1.10.21	公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について	品確法「基本方針」の改正を踏まえ、一層の公共工事の品質確保の促進について適切に対応するよう通知。	○	○	○	○	○	○
R1.10.25	令和元年台風第19号の被災地域での調査・設計・測量等の業務に係る入札及び契約の取扱いについて	被災地における迅速かつ円滑な復旧事業等の実施を図るため、調査・設計・測量等の業務に従事する技術者の確保が重要である状況に鑑み、緊急性に応じた随意契約等の活用や予定価格の適切な設定等について、調査・設計・測量等の業務も対象となることを改めて通知。	○	-	-	-	-	-

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号）概要

現 状

- ① 行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業務とする。

平成26年の行政書士法改正により特定行政書士に行政不服審査の手續代理権が付与されるなど、行政書士の業務は多様化していることから、行政書士法の目的をより実態に即したものとする必要がある。

- ② 社員が一人の行政書士法人の設立は認められていない。行政書士法人は、事務所と資格者個人の資産の分離、社会的信用の増大などのメリットがあるにもかかわらず、社員一人のみでは設立することができない。

※ 現行法上、弁護士法人及び社会保険労務士法人において社員が一人の法人が認められている。

※ 第198回国会で成立した「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）」により、司法書士法人及び土地家屋調査士法人についても社員が一人の法人が認められることとなった。

- ③ 行政書士会の会則に基づく会員に対する処分に関して、法律上の根拠がないことを理由に異議を申し立てる事例があるなど、行政書士会による自主的な規律の維持に支障を来す場面も生じている。

※ 司法書士法第61条、土地家屋調査士法第56条及び社会保険労務士法第25条の33において、単位会が会員の法令違反のおそれを認める場合に当該会員に対して注意勧告できる旨の規定がある。



改正の概要

行政書士の業務の安定性を確保し、国民に対するより質の高いサービスの提供を確保する観点から、所要の措置を講じる必要がある。

- ① 法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記
- ② 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容
- ③ 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設